

令和7年7月10日

危機管理総合調整会議

次 第

- 1 開会
- 2 気象概況について
- 3 付議事案調書について
- 4 その他
- 5 閉会

千葉市危機管理総合調整会議付議事案調書

付議年月日	令和7年7月10日(木)		
付議者職氏名	総合政策局危機管理監 相楽 俊洋		
危機事案の内容	令和7年7月10日大雨に伴う対応		
想定される事態	1 大雨の影響等 ○ 警報級の可能性(中) : 7月10日(木) 12:00から (11時00分 発表) 7月10日(木) 18:00まで ○ 警報級の可能性(高) : 7月10日(木) 18:00から (11時00分 発表) 7月11日(金) 6:00まで ○ 主に予想される被害 : 道路冠水、河川の氾濫、 建物の浸水、土砂による被害 2 自主避難者の発生		
対応所管	総合政策局危機管理課・防災対策課	通常業務での対応	可 <input type="radio"/> 否 <input checked="" type="radio"/>
緊急度判定	付議者判断		判定
	<input checked="" type="radio"/> A. 即時対応 B. 即日対応 C. 数日中対応 D. 数週間以内対応		A
対 処	対策すべき事項(案)	所管(案)	検討結果
事前	1 防災情報を発出し、全庁に対して連絡体制の確保等の事前周知を図る。(10日 13:30 発出済)	危機管理部	了承
	2 勤務時間外の17:45に初期配備体制をとる。	総合政策局 建設局 各区	了承
	3 気象庁発表の気象解説資料に土砂災害警戒情報及び大雨特別警報発表が言及されていないため、避難所の事前開設はしない。	危機管理部 各区 公民館	了承
対処方法	1 気象警報(大雨、洪水)が発表された場合、注意配備体制をとる。	総合政策局 都市局 建設局 各区	了承
	2 土砂災害及び水害(都川、村田川、草野みずのみちなど)の恐れがある場合、発令基準により、避難所の開設、避難指示等の発令など適切に対応する。	危機管理部 各区 等	了承
	3 自主避難者が発生した場合は、公民館で受け入れを実施する。	危機管理部 各区 公民館	了承
事後	1 被害状況の集計 2 千葉県への報告		了承 了承
その他			
特記事項	満潮時刻 7月10日(木) 17:52 7月11日(金) 4:15、18:24		
添付資料	気象庁資料、ウェザーニューズ資料		